

たまたほこのひらき

玉鉾の神送初

玉鉾の神遺勅

佐藤紋次郎口傳

序

紀元二千六百年と相ひなれば、拇指に○の紋を印せる七十歳の男子在り、この書を即ち渡すべし」と、わが師旭形亀太郎先生の遺命を奉じてより、其の人を索めて時機の到来を待ち居りしに不圖も師の命を受けてより三十七年目の昭和十一年に或る事情のため其の書を焼失の已むなきに至りたるは實にかへすぐも口惜しき極みなりき。

されど吾れは無學文盲の事として記憶を撰録する事も得ず

然りとて世人の手に委ぬるも師命に悖るものなれば心痛止む暇なく日々夜々悶々として記憶を手繰りては口號み々々々ては又手繰りて今日に及べり。

待ちに待ちし二千六百年の佳辰を迎へたるに待望の人にも遇へず此の年も空しく過ぎ去り、いつの日にか焦れに焦るゝ
○の拇印の君に廻り遇ふ日のあるやと日夜心を痛め居たる
ところ昨秋焦れ居りし其の君に遇ひ得たるも今は彼の書わが手にあらず、師の遺命を傳ふる事も叶はず、老ひの身なれば一刻も速くこの大任を遂げさせ給へと祈りては臥し醒めては祈り來る日去る夜を悶々の裡にこそ過し居たりき。

偶々未年未の元旦を迎へし昭和十八年の春も過ぎ残り
の暑さまだ去らぬ秋の初め、世継王山の麓に住める湯浅大人に伴はれて、布施の里、足代の邊に住める寅年の男を訪れ
起稿の機熟しはじめて茲に約して口ずさむところを記す。

幸ひに○の拇印の君が御手に觸れむことを

昭和十八年八月二十五日

佐藤紋次郎口傳

私は明治元年辰年の三月九日に名古屋から西南五里ばかり離れた海東郡八幡村字日置の農家に生れたので御座ぬまするが徴兵検査が済みましてから知人を頼つて名古屋へ出

て参り知り人の桶屋で働いて居りましたが少々酷過ぎましたので隣の人力車屋さんの世話になり、この帳場の曳子となりました。

暫くの中に私は若松町の仲間中で一番の強力となり桶屋に引きかへ楽しく働いて居ります中に二十四歳の春を迎へる事となりました。

この年の出来事で夢寐にも忘れぬ事が御座ぬます。それは或る日のこと名古屋驛へお客を送つて参りますと汽車から降りた三人連のお客に若松町一の貸席四海波の親方さんの宅まで届けるやうに頼まれ、強力の私はお客の中で一番大きいお角力風の人を乗せる事になりましたが、其の後は行きも復りも必ず、このお客は私を招かれて「佐藤さん々々」と可愛がつて下さいました。左様に致して居ります中に私の生れ年を聞かれ辰年の生れである處からこのお客の懇望で到頭弟子となつたので御座ぬます。

それからの私は旭形先生の御薫陶を受け、今までの一にも金二にも金と云ふ世界から一足飛びに一に天皇様二にお國と愛つたので御座ぬます。是れは明治二十四年の事で御座ぬました。

翌二十五年(辰年)の或る日のこと、若松町四海波の家で先生は一枚の半紙と鉄を私の前に置き、衿を正されて

「今日は畏れ多い事ながら、先帝孝明天皇様が玉の御手づから

不肖の臣旭形に御秘傳遊ばされた皇國の神術を其方に傳授致す
から慎んで御受納ありたい。此の神術を御秘傳遊ばすに當り 天皇
様は斯く仰せられた

『此ノ神術ハ朕ヲ措イテ他ニ爲シ得ル者がアラバ神モ天皇モ無イ

モノト思へ、鶴ノ一聲ト申ス事がアルが斯ノ神術ヲ申しタノデアル』

と、自分は恐懼感激して奉戴申し上げたのである。左様な次第で
あるから此の神術を行ふ時は如何な場合でも直接に疊の上など
で爲してはならぬ。決して忘れぬやうに

と、懇ろに諭されて傳授されたので御座ります。

私は慎んで教はりましたが、餘りに數多い不思議に到底
自分などでは覚えさうにありませんからと申します
と、先生は

「旭形が守護するから心配する事はない」

と申され、それからと云ふものは事に付け折りに觸れて教
へられたので御座ります。今年で早や五十二年からになりま
するが、どうやら教はった文は何方の前でも出来るやう
になつたので御座ります。

明瞭しませぬが明治二十六年か七年に私は名古屋の縣廳
で書記さんに字を教はり何遍も稽古して登記簿に姓名を記
し捺印した事が御座りますが、あんなに一生懸命になつて

字を書いた事は後にも先にもあの時だけで御座りまするが、それは孝明天皇様の御宮の敷地の登記だったからで御座ります、つまり孝明神社創建の發起人中に私も先生の御言葉で加へられて居たからで御座ります。

此の孝明神社の創建に就いては大変な譯が御座りました。先生の教によりますと孝明天皇様が先生に御遺勅遊ばされた事に由来するので御座ります。

斯様に申しますると「天皇様とも御座る御方が人もあらうに何で擇りも選つて下賤の力士風情に御遺勅遊ばされたであらうかと怪しまれるのが當然の疑問で御座りまするが、

當時の實情は公卿を始め大宮人の悉くが畏れ多くも天皇様を狂氣召されたかの如く思つて居たので心底から信仰奉仕致すものは先生只一人と申しても決して過言では無いやうな有様だった由で偶々話が此の事に觸れますると先生の眼は何時も涙の露で光つてゐた事を克く記憶えて居ります。

左様な状態で御座りましたから下賤の身には違ひありませんが勤皇力士隊の隊長として御奉仕申して居った先生に畏き御遺勅を遊ばすに至つたので御座りませう。

御遺勅の大要を左に記します。

『皇紀二千六百年トナレバ米國ハ我神國ノ國旗日の丸ト

三種ノ神寶ヲ奪フ仕組ヲシテ居ルカラ将来必ラズ攻メ
テ來ル。

愈々攻メ寄スル際ニハ最初ニ伊勢ノ神鏡ヲ奪ヒ、
次ニ熱田ノ神劔ヲ襲ヒ、最後ニ神璽即チ玉座ヲ窺フ
計畫デアルカラ、朕が薨ジタラ、我神靈ヲ伊勢ト熱田ノ
中間ナル尾州武豊ノ地ニ齋キ祀レヨ、朕ハ武豊ノ地ニ鎮
座シテ皇國ヲ守護セム』

斯様に重大な意義が秘められて居ります此の神社の建設
も天皇様御在世中と同様に意外にも孝明天皇様鎮祭の神社
としては何うしても、幾年奔走されても許されない、そこで當
時の愛知縣知事も懸命に運動されましたが更に何の効果も擧
げず何うしても許可して呉れなかつたので御座ゐます。

先生は明治二十八年には到頭武豊へ住居を移されて頑張られ
ましたが矢張り駄目だったので御座ゐます。

萬策つきた先生は明治二十九年に丹波國綾部の「ミロク
大神」様の許へ教を乞ひに行くより方途が無いと申され徒歩
で行かれる事となり私に供を命ぜられたので御座ゐます。

今日でも通りました山坂は明瞭と記憶致して居ります
が、其の中最も印象に残つてゐますのは綾部も目近に迫り
ました須知山峠での事で御座ゐます。この峠へやつと差掛つ

たかと思ふ頃先生は

「この峠には御殿の出来る處だから綺麗にせねばいけない」

と申されました。私は狐に憑かれたやうで皆目譯が判りませんでした。たが云はれる儘に峠を越して愈綾部へ参り、ミロク大神様を訊ね尋ねて参つたので御座ります。

私はミロク大神様と申せば立派な社殿でもある事と思つて居りましたから餘りに小さいので何ば何でも此の家ではなからうと思つて先生のお側を離れて外に出て調べましたが、矢張この朝倉伊助さんの土藏の六疊位の穢くろしい所であるのには驚いたので御座ります。其の時家内はお婆さん一人きりで御座りました。

左様な状態にも拘らず先生は其のお婆さんに向つて慇懃に平身低頭して

「ミロク大神様は貴女様で御座ります、何卒 孝明天皇様の御神號を下さいませ」

と、一生懸命に願つて居られるので御座ります。お婆さんはと見ると

「それはお人違ひです、私は左様な尊貴な者では決して御座りませんから、どうぞ他をお訊ね下さるやうに」

と、固辞されては居るが、何とも云へぬ威嚴とやさしみとは私風情の者にでも普通人とは見えませんでした。先生はお婆さん

が何と云はれても微軀ともせず一心に頼まれて居ましたが、その中に「では神様にお伺ひして見ませう」と云ふ事になりました、お婆さんは形ばかりのさ、やかな神床の前に進まれて禮拜して居られました。が暫くすると先生の方へ向き直つて

「神様はたまほこ、神」と仰せられまする」

と云はれました。

先生の喜びやうと申したら何んな事にも動ずる方ではありませんが、彼の時は全く包み切れぬ模様で幾度も々々々々禮を速べられ勇んで歸途に就かれたので御座りました。

孝明天皇様に「たまほこ、神」と御神名を下さつた此のお婆女

さんこそは大本開祖出口ナカその人であつたので御座ります。

私は斯の稀なる先生の御動作に（勿論孝明天皇様の御神名が定まつたので御座りますから嬉しいのは當然でせうが）少々過ぎて居られるやうに見は不審に思ひましたので其の譯をお訊ねいたしますと、

「佐藤さん貴下が不思議がるのも無理は無い。是れには深い々々譯がある、古い話になるが」

と、前置きして話された大略は次の様な事で御座ります。

（このお話の中旭形亀太郎小傳にありまする分はその方を御覽願ひ、それに無い分や誤つてをる所文けを話さして頂きます。）

元治元年七月十九日拂曉長門藩の脱兵福原越後等時

の守護職松平容保を獲んと思ひ隊を分ちて堺町下立
賣、蛤の各御門に發砲して通りし折りの出來事で御座る
ます。飛彈は益々激烈となり、畏れ多くも玉座の眞近まで
飛ひ來るやうになり御側近に侍る公卿を始め悉く顔色を失
い爲す所を知らなかつたので御座りますがひとり、孝明天皇様に
於かせられては平常と何の御憂りも無く泰然と飛彈の状を
御覽遊ばして居られたので、先生は道は！と感嘆されたさうで
其の中にも戦は増々烈しくなり遂に玉座も危く思はれたの
で御座ります。此の時先生へ玉の御聲がかつたので御座ります。

先生は最初から御側近に御守護申されて居つたとは謂
へ、玉體の御守護は玉の御聲のかゝるまでは如何に危く思
はれても手前から進み出る譯には参りませず非常に心を痛
めながら詮術無く吾が身の危険は遠に忘却して安ホじ申さ
れて居た矢先で御座りますから飛び立つ思ひで御前に進ま
れたので御座ります。

一天萬乘の大君様を躬を以て御守護申せとの御聲！
常に御側に仕へ奉る高貴の身ならばいざ知らず、心に
錦を着るとも身は賤しき一力士、斯かるこよなき大任を
戴くとは！嗚呼何たる光榮ぞ、此身はたとひ飛彈の爲
僵るとも斯の大任を達さずにおかれようぞ！感激に

打ち震へて仕へ奉らうとされましたが、さて速刻此場を去るに背に負ひ申せば吾よりも及つて玉體が危く、されば平手に御受け申し仕へ奉らうと金剛力を振出して彈雨の中を搔潜り危地を遁れられたので御座ゐます。

途中先生は背に数個の彈丸を受けられました。が少しも色に出さず見事この大任を果されたので御座ゐます。

事平ぐの後、天皇様は先生の至忠を嘉ばせ玉ひて左の御製を賜りました。

御製

照る影をひら手にうけし旭形

千代にかゝやくいさをなりけり

天皇様は亦この時、紫宸殿に於て先生へ神國の秘法を傳授し玉ひ且つ御宸筆の經綸書と御旗を托し遊ばされたので御座ゐます。先に私が先生から名古屋で傳授を受けたと申しました神術即ち切紙神示も此の時に傳授遊ばされた一つで御座ゐます。此の神示に現はれますする主なるもの一二を左に掲げる事に致します

一、救世主は「火」靈と「水」靈の二大神であつてアジアの日本タニハアヤベに出口ナカ出口ヲ一と顯現する

一、ヲ一ニ神のオヤク、二千六百年で七十のトシ、神が見

止めて神が守る。

一、タンバアヤベ出口ナクセバ日本はホロブ、

一、大日本の三山はミセン山、ヨツヲ山、ホシ丸山、

一、ヨツヲ山はセラツグカミ山、寺山ヘコム、十里四方神のミヤコトナル、

一、日本のミ丸サ(三種)の神タカラとヒノマルのミハタをベーククはウバウタクミ、ユダンスルナ、

一、日米戦の状態は天はヒコーキ、ヒコーキ(セ)、バクダン、地は旭のミハタ、大ホ、タン丸、ウミヲクグルマノフネ、

その他米國は日本から日の丸を奪つて是を踏台にして日本を蹂躪する魂膽である事や天皇機關説等及國体思想の事も出て居り、そして是れを追放すると「日の出」となり「日の守」となる事も出て参るので御座ります。

此の切紙神示の他に八絃一字の數表も御座りまして御皇室と大本との關係が針でつく隙も無いまでに然も自然の裡に現れて居るので御座ります。

天皇様は大本と仰せられず「みろくの大神」と仰せ遊ばされたそうぞ御座ります。先生が明治二十九年に綾部へ参られたのも實は、この數表と切紙神示に由つて綾部の事は既に明治二十五年に知つて居られたからで御座ります。

数表に就きましては實物を御覽頂いて説明申上げる事に致します。

天皇様が先生に托し遊ばされた御旗とは赤地白菊章の御旗で御座るまして

『今ヨリ二十八年目ノ辰年ニみろく大神が出現遊バス、コノ御方が出現ニナレバ我皇國ハ萬々歳ナレドモ、ソレ迄ハ大變ナ事が頻出スルカラ此ノ御旗ヲみろく大神出現ノ時機マデ預ケ置ク大神出現ノ年トナラバ日ヲ撰ンデ奉還セヨ』
と仰せられたとの事で御座ります。

この御旗は明治二十五年の八月十七日に無事奉還されましたので特に明治天皇様から御手許金壹百圓を賜り宮内省より下附されたので御座ります。奉還するに當り先生は十五日に上京せられ十六日、十七日と手續に三日間ミロク五六七の日を要したと云ふ事は不思議と申せば不思議な事で御座ります。

私はこの御旗の何であるかは明確には存じませんでした。と申しますのは天皇旗であると云ふ事は聞いては居りましたが、實際そうだとすれば明治の御即位式には無かつた筈だし無いでは大變な事でせうから——此点に捉はれて信じかねて居た譯で御座るますが、或る日知人篠原景宜氏が「當大阪に薩州島津の分家が居られるから其處の隱居に聞けば御即位式の實情が必ず判る

「答だから」と申されるので篠原さんに訊ねて頂きますと

「實際に天皇旗が無くて困り拳句のはて京都の西陣で金壹百圓で帯地を買い御旗を拵へられた」

と云ふ事が判明したので御座ります。

右の如うな次第で先生の御預りになつた赤地白菊章の御旗は天皇旗に相違無かつた事が立證されたので御座ります。

それで篠原さんが先生や私の事を島津の隠居に話されたので隠居の希望により篠原さんと私が或る日同道で訪つれ神示や数表に就いて御説明申上げると一々驚異の眼を以て聽いて居られました。偶々大本關係に就いて説明致しますると隠居は何う

誤解されたのか非常に立腹せられて私に向つて罵詈譎諷されたので不快に堪えず匆々歸つた事が御座りました。

其後湯浅仁齋さんから「天皇旗が明治の御即位式に無かつて代りを作つたと云ふ事の一書を島津の隠居に書いて貰つて置くとよい」と云はれて篠原さんを訪ねますると「隠居は先般罵詈譎した後に頓死した」との事で御座りましたので私は今更ながら喫驚致しました。と申すのは他ではありません。

「コノ事ニ反對致ス者ハ皆國賊デアルカラ日本ノ御上ニ置クコトハナラズ」と孝明天皇様の御宸筆の中に記されてあり又切紙神示にも現れるので御座ります。

明治三十四年一月元日の事で御座ります、先生は病卧中で御座りますから枕頭に愛知縣知事を始め家族門弟一同を集められて

「此度の病患は本復覺来ないと思ふ、今年は愈この世を去らねばならぬから元旦の佳日に遺言する」

と申され夫々御言葉がありました、私には孝明天皇様の御宸筆（世界經綸の御玉稿）と壹圓札百五拾枚と長さ一寸二分の八本の靈竹とを預けられました

「皇紀二千六百年まで其方に預け置く、その日が来る迄は誰にも見せても、話してもなうぬ、二千六百年になつたら七十歳になる男に此の金子共々御渡し申せ、黙つて唯渡せば其方の

の任務は勤め上るのだ、その御方が一切解決して下さるから。夫れからこの玉鉾神社には大變な事が起る。尚綾部の大本にも此處と同様大變な事になるから克く記憶て置いて貰ひたい。そこで此の玉鉾神社は子孫に傳へる譯には参らぬ。町に寄贈する、又自分の屍は學術研究の資料として解剖に付して呉れ」

と遺言せられて、此の年の三月十日に六十一歳で遂に不歸の客となられたので御座ります。

私は此の托されました御宸筆を時折り拜讀致しまして皇紀二千六百年の辰年を待つて居ります中に昭和十年十二月

思いもよらぬ大本事件に遭遇し翌十一年の春敬言察の家宅
搜索にかかり遂に托された御宸筆を焼かねばならぬ破目に陥った
ので御座ります。私は御宸筆を無暗矢鱈に何處にでも置くの
は畏れ多いので大本皇大御神の御神體と一緒に御宮に祀つて
居たので御座りました。處が家宅搜索に來た刑事は假令孝明
天皇様の御宸筆でも大本の神様と一緒に祀つてあるから穢れ
てゐるから焼けと云はれるので、之れは大本とは無關係の物であ
るから、充分に調べて頂くやう二回も島、内署へ持參致しました
が二回ながら調べてくれず唯穢れてゐるから焼けの一点張り
で御座りますから、遺憾と存じ今日迄の世の出來事と、この御

宸筆の豫言の全く一致する事を説明致しますると刑事は
一々驚異の眼を見張つて頷いて居ましたが最後に昭和十二年
の豫言で忽ち豹變して「來年の事を言へば鬼が笑ふと云ふが、
判りもせぬのにさういふ先の事を云ふて世道人心を惑はすから大本教は
けしからぬのだ。直ぐ焼却せぬと王仁三郎と共々死刑にするぞ」と云はれ
る。「異な事を申されるな此の御宸筆が大本と何の關係があ
りますか」と詰問すると「出口は此の御宸筆によつて大本教を
拵へ豫言したり致して居るのだ」など、出口聖師が此の御宸
筆によつて今日迄豫言敬言告されたものであるかの如き口吻です
から私は

「皇紀二千六百年が来るまでは固く口外を禁じられて居る私なのだ。どんな方にも未だ一度だつて話した事も見せた事も無いのである。唯々孝明天皇様と旭形先生の御遺命を厳守して紀元二千六百年を只管待ちに待つて居るのである」

と理を話しても何うしても了解致しくれず、之れに逆らつて投獄されては元も子も無くするに至つては尚々相濟まぬ結果となる、現身としては唯一人残された自分だ、御宸筆は消えても此身さへあれば御遺命を果す事は必ず出来ぬのだ、先づは御宸筆を御焼き申して身を全うするに然らずと心を鬼に強制せらるゝ儘に焼却したので御座ります。この間あゝもしたら斯うもしたうと思案の擧句曾根崎敬言察署長の弟と昵懇なるを幸ひ其處へ一時預けた事もありましたが熟ら考へるとその結果の反つて面白からぬに思い當り、これもほんの暫くで止めたので御座ります。

刑事が豹変した豫言と申しますのは

『天ノ立替並ニノアノ洪水カラ昭和十二年デ一萬二千年ニナルコノ年カラ世界ノ大立替大峠が始マル』

と御座ります。此處で謂ふ天の立替とは地球を左から巡る三個の星と右から廻つてゐる三個の星とが地球共々一直線に並ぶ事を申すと

先生から聞いて居ります、昭和十二年七月七日からの世界を見渡しますると眞に御宸筆の通りで御座ります。

語が戻りまするが二千六百年の辰年に七十歳になる男と云つても一人や二人ではありませんが御宸筆には

『天津日嗣天皇様の八紘一字の鴻業は皇紀二千六百三十六年に百六歳の男の活躍によって成就する、その男は拇印に○の紋を有す』

と在ります。そして其の男の七十歳が二千六百年になりますから御宸筆を渡すべき人は此の人である事が明かになるので御座ります。

私は今年七十六歳になりますが未だ○の拇印を持って居る人を出口聖師以外に見た事が無いので御座りますから御宸筆の○の拇印の男と云ふのは出口聖師を指して他に断じて無いと決定しても早計では無いと思ひます。私は出口聖師の作品に捺してある○の拇印に初めて接した時「噫此の人だ、この方に違ひ無い」と早速年齢を調べますと御宸筆の通りで亦切紙神示にも「出口ラウワニ二千六百年七十のト」と現はれ更に月の家、瑞月等の月の雅號を見ては絶対的確信を得たので御座ります。

孝明天皇様は「月の出をいた待ちに待つて居られた」と先生に何時も聞かされて居りました、百五拾圓の金額にも満月の意味が含まれてありまするし、天皇様の御陵を後、月、輪、東

山御陵と申上げ西國三十三ヶ所の十五番の札所泉涌寺に在るのも偶然では無いと存じます。

私は孝明天皇様が待望遊ばされた月の精七十歳の○の拇印の主は出口聖師であつて此の方が救國主であり濟世まである事を右のやうな譯で信仰するに至つたので御座ります。

或る時私は御宸筆の中に

『神武天皇様が神様から八個の井戸を戴かれて八紘一字の大宣言を遊ばした其の地は檀原である。そして皇子に神八井耳命と御命名遊ばしたのは是れに由來するのである。生命の源は水であり従つて井戸である。八紘一字の鴻業は八個の井

戸の所在地で無くては成就なし能はず』

と記して御座りましたから早速大和の檀原へ参り查べた所が何うしても七個より在りませんので孝明天皇様の御考への地は屹度他にあるに相違ないと思ひ、切紙神示の随々世継王山本宮山、彌仙山を調べやうと思ひ先づ綾部へ参りましたが大本事件後の事として調べやうも訊ねやうも無いので極樂餅屋へ立ち寄りますると店主はこれから何處かへ出かける様子で御座りますから尋ねますると日出磨師にお餅を上げに行くとの事です。汽車の中で懸命に聖師様に「此の人の口を通して教へ玉へ」と祈願を凝らし

店主に大本の井戸の数を問ひますと速座に「八個」と答へて呉れたので私の此の時の嬉しさは到底申上げやうが御座るませんでした。最近湯浅仁斎さんに井戸数を厳査して貰つたが間違ひは御座るませんでしたから八絃一字の鴻業の經綸地は綾部の大本である事が更に立證されたので御座るます。

先生が明治二十九年に須知山峠で申された「此處には御殿が建つ」との語意も茲でどうやら判るやうになつたので御座るます。

又御宸筆に「皇紀二千五百六十一年當時の天皇様は神武天皇様の御再誕であらせられ神八井耳命様は皇太子様と御

再誕遊ばし朕は六歳の男児となつて再誕する。また朕が二千六百三年に九歳となつた秋に一か八かをわけると御座るまするが二千六百年祝典當時第二皇子義宮正仁親王殿下には御六歳に當らせられたので私はこの御宸筆の一字一句の相違も無い事に全く驚嘆致した次第で御座るます。

話が大変脱線致しましたが孝明天皇様は斯様に御英邁にわたらせられたにも不拘孝明神社創建を許可しないので遂に先生が綾部へ参られた次第は前に述べましたが、此の「たまほこ」神の御稱號でも孝明天皇様のお宮では許可仕様と致さぬから「常々天皇様が八幡宮を特に崇敬遊ばされて居つたか

ら」愛知縣知事の骨折りで幸ひ當時一人の氏子も無く社殿は荒れるに任せ將に取拂はれやうとする八幡様が名古屋から五里ばかり離れた寒村に御座りましたのを、これを武豊に移し夫れへ合祀する事として七年振りをやつと明治三十二年十一月二十八日に玉鉾神社建設の許可を得たので御座ります。

先生は翌三十三年一月(六十歳)に玉鉾神社の神職に補せられ日々御奉仕に精進されて居ましたが翌三十四年三月十日に逝去されたので御座ります。

豫言者故郷に入れられずと世の諺にも御座りますするが、一天萬衆の至尊の御身を以てあらう事があるまい事が崩御遊ばした後までも、然も卑しき官吏輩に畏き最後の御遺勅迄も拒まれ玉ふとは何たる事で御座るませうか、目に一丁字も無い私が五十餘年(先生の跡を継ぎましてかうでも四十二年)の歳月を斯様にして過して参りましたのも孝明天皇様が待ちに待ち玉ふた月の精、ミロク大神様の顯現に坐す出口聖師へ孝明天皇様の御心の裡を御傳へ致すのみで御座ります。

然るに私は大切な御宸筆を焼き出口聖師に御渡し致す事が出来なくなりましたので記憶を辿り辿りて御宸筆の荒増を言上せねば死んでも死に切れぬ處が大國賊とならねばならぬので御座ります。

何卒此の爺が申述べまする仔細を支離滅裂で恐れ入りまする
が御寛容の上御聞き届け下さいまするやう平に伏して御願ひ
申上げる次第で御座ります。

惟神靈幸倍坐世

昭和十八年八月二十五日

| | |
|-------------|-------|
| 口述 | 佐藤徳祥 |
| 校閲 | 湯浅仁齋 |
| 撰録 | 木庭輝男 |
| 改訂編修 及清記 | 西田豊太郎 |